

【重要】

申請は、書類が揃い次第速やかにお願ひします。

お子様が退院後の申請は受付できません。

特に退院が早まる場合、速やかに申請してください。

※申請書には、自宅番号と父母の携帯番号を記入してください。

河内長野市

未熟児養育医療給付制度申請のご案内



1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を国・府・市が負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、大阪府内の指定養育医療機関での治療に限られます。（なお、世帯の所得税額に応じて生じる自己負担金額については、子ども・ひとり親・障がいの各医療費助成制度が使えます。）

2 対象者

河内長野市に居住する未熟児で、出生直後に次に掲げる（１）又は（２）の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者が対象となります。

(1) 出生時の体重		2,000g以下	
(2) 次に掲げる症状を示すもの	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん	(2) 運動が異常に少ないもの
	2 体温	(1) 摂氏34度以下	
	3 呼吸器・循環器系	(1) 強度のチアノーゼが持続	(2) チアノーゼ発作を繰り返す
		(3) 呼吸数が毎分50超で増加傾向	(4) 呼吸数が毎分30以下
		(5) 出血傾向が強い	
	4 消化器系	(1) 生後24時間以上排便がない	(2) 生後48時間以上嘔吐が持続
		(3) 血性吐物・血性便がある	
	5 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)	

3 給付対象

診察、医学的処置、薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となります。

おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものは対象となりません。

4 申請方法 申請は、保護者が次の申請先に必要書類を提出してください。

(1) 申請先

名称	住所	電話番号
河内長野市役所 保険医療課 1階8番窓口	河内長野市原町1丁目1番1号	0721-53-1111 (代表)

(2) 申請期間

入院治療開始日から速やかに保険医療課に申請を行ってください。入院治療開始から2か月を越えて申請手続きをした場合、原則として2か月以前に受けた治療に対しての医療給付は受けられません。

ただし、2か月以内であっても退院後の申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

(3) 必要書類

	書類名	記入者	備考
①	養育医療給付申請書	保護者	記入例を参考に記入してください。
②	養育医療意見書	医療機関	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
③	養育医療世帯調書	保護者	記入例を参考に記入してください。
④	誓約書	保護者及び保証人	保証人は、申請者(扶養義務者)と別世帯に属する者で、独立して生計を営む者に限ります。
⑤	個人情報の提供に関する同意書	保護者	-
⑥	マイナ保険証または加入している健康保険の資格情報がわかるもの	-	まだ本人が健康保険に加入されていない場合、加入予定の健康保険の資格情報がわかるもの。
⑦	所得税額等を証明する書類(次のいずれかに該当する方のみ) ○申請日が1～6月の場合で、前年の1月1日以降に転入された方は「 前々年分の所得税額を証明する書類 」 ○申請日が7～12月の場合で、当年の1月1日以降に転入された方は「 前年分の所得税額を証明する書類 」 *扶養義務者が河内長野市外に在住されている方は、申請日が1～6月の場合は「 前々年分の所得税額を証明する書類 」、 申請日が7～12月の場合は「 前年分の所得税額を証明する書類 」が必要になります。 *なお、証明書類は家族全員分が必要になりますが、他の方の証明書類で扶養されていることが明らかの方の分は不要です。		

<所得等を証明する書類とは>

区分	提出証明書類
生活保護法の被保護世帯	福祉事務所等の発行する受給証明書
中国残留邦人等支援給付受給世帯	福祉事務所等の発行する本人確認証の写し又は受給証明書
市町村民税が非課税である者	市町村長が発行する市町村民税非課税
所得税が非課税である者	所得税が非課税であることを証明する源泉徴収票、確定申告書の控又は市町村民税課税(所得)証明書
所得税に課税年額がある者	所得税の課税額を証明する源泉徴収票又は確定申告書の控等

※ 確定申告を行っている場合、源泉徴収票は不可。

※ 源泉徴収票は年末調整をしているもの、確定申告書の控は税務署の受付印を押しているものに限りません。

5 保護者の自己負担金額について

＜費用の内訳＞

費 用			
健康保険者負担分(約8割相当)		養育医療対象分(約2割相当)	
		養育医療公費負担分	養育医療自己負担金額
			子ども医療 助成額
			自己負担金額 (保護者)

(1) 養育医療自己負担金額（徴収基準月額）

保護者の所得税額に応じて、下表のとおり、徴収基準月額が決定されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額（基準月額の10分の1）が適用されます。

【徴収基準月額票】		世帯の階層区分	基準月額	加算月額
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割りの額のみの課税世帯		5,400	540
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000円以下	7,900	790
D2		15,001円 ～ 21,000円	10,800	1,080
D3		21,001円 ～ 51,000円	16,200	1,620
D4		51,001円 ～ 87,000円	22,400	2,240
D5		87,001円 ～ 171,300円	34,800	3,480
D6		171,301円 ～ 252,100円	49,400	4,940
D7		252,101円 ～ 342,100円	65,000	6,500
D8		342,101円 ～ 450,100円	82,400	8,240
D9		450,101円 ～ 579,000円	102,000	10,200
D10		579,001円 ～ 700,900円	123,400	12,340
D11		700,901円 ～ 849,000円	147,000	14,700
D12		849,001円 ～ 1,041,000円	172,500	17,250
D13		1,041,001円 ～ 1,222,500円	199,900	19,990
D14		1,222,501円 ～ 1,423,500円	229,400	22,940
D15		1,423,501円以上	全額	左の徴収基準額の10%。ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円

(注1) 10円未満の端数は切り捨てる。ただし、その額が26,300円に満たない場合にあっては、26,300円とする。

(注2) 所得税・個人住民税については、平成22年度税制改正において、「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族(0～15歳)に対する扶養控除(38万円)が廃止されるとともに、高校の無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。これら2点の扶養控除の見直しが行われたものとして、平成23年分以降の所得税額を当面の間算定し、階層区分を決定します。

(注3) 復興特別税は含めないこと（2.1%加算）

※2014/01/10付け府からの通知

(1) 子ども・ひとり親・障がい者医療証をお持ちの方

未熟児養育医療制度は、子ども・ひとり親・障がい者の各医療費助成制度と併用することができます。納入通知書の請求額は、養育医療自己負担金額から各医療費助成制度の助成額を差し引いた額となります。

(2) 自己負担金額のお支払い方法

自己負担金額は、河内長野市から後日(診療月の概ね4か月後)に送付する「納入通知書」によって、指定金融機関でお支払いいただきます。

6 対象期間

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から最長6か月間です。なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。

7 申請後について

(1) 申請内容に変更が生じたら

申請後に、氏名・住所・電話番号・被保険者証等に変更が生じた場合、保険医療課へ申請してください。

(2) 医療券について

医療券は、申請から1か月以内に申請者へ郵送します。

申請から1か月以内に退院する場合、必ず申請時にお申し出ください。

8 よくあるご質問

(1) 養育医療給付の承認を受けた場合、医療機関での支払いは必要ですか？

未熟児の治療で保険対象の費用については、**河内長野市が負担(立替え)します**ので、**医療機関の窓口で支払っていただく必要はありません**。保険対象外分(差額ベッド代やおむつ代等)については、医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。**自己負担金額は、診療月の概ね4か月後に河内長野市から納入通知書を送付しますので、指定金融機関または市窓口でお支払いください。**



(2) 子ども医療証を持っているのですが、養育医療の承認を受けた後、自己負担金額の支払いに関して、必要な手続きはありますか？

養育医療の自己負担金額の納入通知書を送付する際、子ども医療証をお持ちの方には、**養育医療の自己負担金額から子ども医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額を請求額として送付**します。そのため、子ども医療の還付申請など別途手続きを行う必要はありません。

河内長野市が指定する主な指定養育医療機関一覧 ※大阪府内の医療機関に限られません

市立池田病院	(独) 国立病院機構大阪南医療センター	市立枚方市民病院
府立母子保健総合医療センター	大阪大学医学部附属病院	星ヶ丘厚生年金病院
府中病院	国立循環器病研究センター	関西医科大学附属枚方病院
泉大津市立病院	大阪府済生会吹田病院	伊藤病院
りんくう総合医療センター	市立吹田市民病院	阪南中央病院
(医) 定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	箕面市立病院
(医) 朋愛会 サンタマリア病院	(医) 宝生会 PL病院	松下記念病院
近畿大学医学部附属病院	(医) 一祐会 藤本病院	八尾市立病院
市立貝塚病院	府立呼吸器・アレルギー医療センター	
(医) 飯藤産婦人科	(医) 笠松産婦人科小児科	